

伊賀市多文化共生推進プラン 骨子案

1 プランの策定にあたって

(1) プラン策定の趣旨

わが国在住の外国人人口は、2008（平成20）年のリーマンショック、2011（平成23）年の東日本大震災で一時的に減少がみられましたが、その後は一貫して増加傾向にあり、それと合わせて多国籍化が進んでいます。近年は、2019（平成31）年に新たな在留資格として「特定技能」が創設されるなど、経済の担い手としての期待が一層高まっていると言えます。

こうした中、国においては、2018（平成30）年7月に「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」を発足したのを皮切りに、2020（令和2）年には「地域における多文化共生推進プラン」を改訂するなど、多文化共生の地域づくりを推進しています。また、三重県においても、外国人材への期待の高まりを受けて、それまでの「国際化推進指針」を改訂して「三重県多文化共生社会づくり指針」を策定し、2019（令和元）年には第2期指針を策定しています。

本市は、「伊賀市自治基本条例」を基本に置き、「伊賀市総合計画（以下、「総合計画」と言います。）」や「伊賀市人権施策総合計画」に基づき、性別、年齢、居住地、宗教、国籍などによる分け隔てのない地域社会づくりを志向してきました。

本プランは、県下でも有数の外国人住民の割合が高いまちとして、多文化共生に率先して取り組み、「誰一人取り残されない伊賀市」に向けて市民、住民自治協議会、各種団体、企業、行政などが「オール伊賀市」で取り組むため策定するものです。

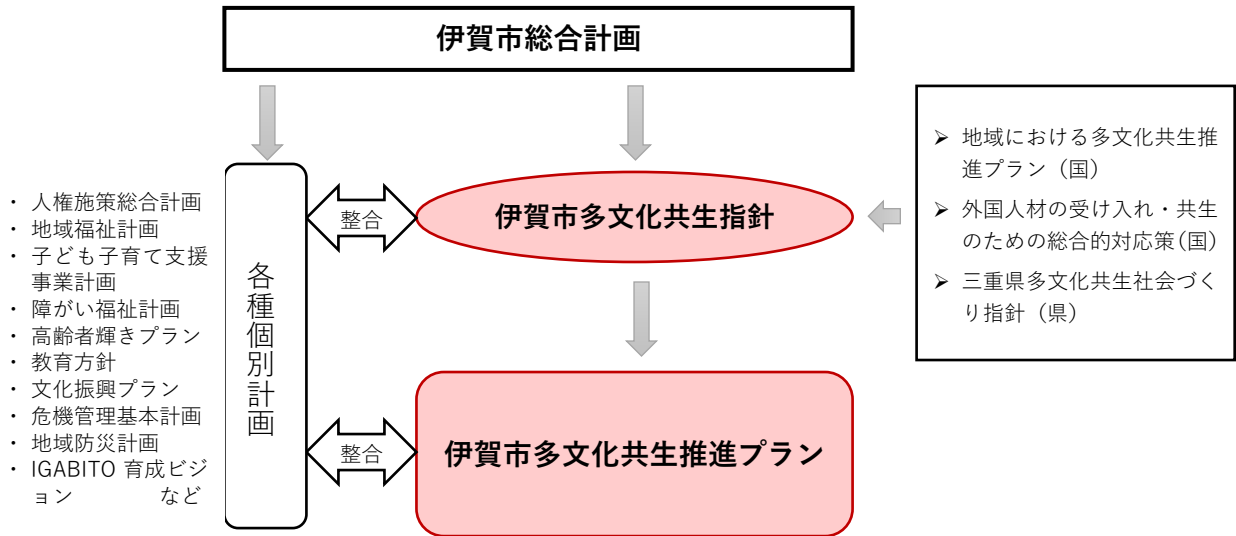
(2) プランの位置づけ

本プランは、2021（令和3）年8月に策定した「伊賀市多文化共生指針（以下、「指針」と言います。）」を受けて、その目的を達成するための具体的な取り組みを定めるものです。

「指針」と本プランは、ともに「総合計画」に則するとともに、関連する各種個別計画との整合を図るものです。

また、国の「地域における多文化共生推進プラン」や県の「多文化共生社会づくり指針」等を踏まえて策定するものです。

これらとともに、「総合計画」に合わせて、外国人住民の割合が高い伊賀市特有の「多様性」を活かし、さまざまな立場にある人びとが活躍できる「包摂性」のある社会をめざして、「持続可能な開発目標（SDGs）」の取り組みの推進につなげるものです。



(3) プランの計画期間

本プランは、「指針」に合わせて目標の達成年限を2030年に設定し、具体的な取り組みにかかる計画期間は、「総合計画」の基本計画に合わせて、4年間とします。

なお、社会情勢の急激な変化に応じて柔軟に対応するため、国等の動向も注視しながら必要に応じて見直しを行うこととします。

2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年
共生指針と本プランが掲げる目標 (達成年限 = 2030年)							
本プランの取り組み (第1期)				本プランの取り組み (第2期)			

(4) プランの推進・進行管理

本プランの推進にあたっては、多文化共生の推進に「オール伊賀市」で取り組むため、各主体の役割を明確にするとともに、行政においては主担当課を中心に庁内連携体制を強化します。

特に、計画期間の4年間で重点的に取り組むべきことを明確化し市民、住民自治協議会、各種団体、企業、行政の協働のもとで推進します。

また、PDCAサイクルのもとで、毎年度、進捗状況や目標の達成状況を整理し、「多文化共生推進プラン委員会」において評価することによって、計画の効果的推進を図ります。

2 プランの基本的な考え方

(1) 基本理念

「指針」と同じく、次を基本理念とします。

**互いの文化的背景や多様性を認め合い住みよさが実感でき、
ともに新たな価値を創造する社会の実現**

(2) 目標

「指針」と同じく、基本理念を実現するための目標を、次のとおり設定します。

- ① 伊賀市がめざす多文化共生の将来像に向かって多様な文化的背景がある市民が、互いの文化を尊重するとともに、正しい人権意識に基づく差別や偏見のない環境のもとで、地域社会を一緒に築いていきます。
- ② 市民、住民自治協議会、各種団体、企業、行政などオール伊賀市で取り組み、「持続可能な開発目標 (SDGs)」の理念である「誰一人取り残さない」、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現をめざします。

(3) 基本方針

目標を達成するには、市民、住民自治協議会、各種団体、企業、行政などがともに連携し、推進していかなければなりません。「指針」と同じく、次の4つの基本方針を設定し、互いの社会的役割、組織の強み、特性を活かした協力体制のもと、施策を推進します。

- ① コミュニケーションによる多文化共生意識の醸成と社会参画の推進
- ② 生活基盤の充実
- ③ 多文化共生の地域づくり
- ④ 推進体制の整備とグローバル化への対応

3 施策の展開（施策体系）

4つの基本方針のもと、施策を効果的・効率的に進めるため、取り組み内容のパッケージ化を行い、多文化共生の地域づくりを推進します。

さらに、パッケージとして取り組むことによって、その効果を「新たな価値への創造」へと波及させていくことをめざします。

（取り組みパッケージの案／想定される内容）

基本方針	① コミュニケーションによる多文化共生意識の醸成と社会参画の推進	② 生活基盤の充実	③ 多文化共生の地域づくり	④ 推進体制の整備とグローバル化への対応
取り組みのパッケージ	※〈 〉内は国の「地域における多文化共生推進プラン」の施策番号に対応しています。			
(1)外国人住民が活躍する地域づくり	● 日本語教育 〈(1)-②〉	● 労働環境 〈(2)-②〉	● 社会参画支援 〈(3)-②〉 ● 活性化・グローバル化 〈(4)-①〉 ● 留学生の就職促進 〈(4)-②〉	●
(2)だれもが安全に安心して暮らせる地域づくり	● 人権尊重・差別禁止【伊賀市追加】	● 情報の多言語化、相談体制の整備 〈(1)-①〉 ● 生活オリエンテーション 〈(1)-③〉 ● 災害時支援 〈(2)-③〉 ● 医療・保健サービス 〈(2)-④〉 ● 子育て・福祉サービス 〈(2)-⑤〉 ● 住宅確保 〈(2)-⑥〉 ● 感染症流行時対応 〈(2)-⑦〉	● 生活安全【伊賀市追加】	●
(3)教育・子育てしやすい地域づくり	● 日本語教育 〈(1)-②〉	● 教育機会 〈(2)-①〉 ● 子育て・福祉サービス 〈(2)-⑤〉	●	●
(4)国籍を越えた交流による地域づくり	● 意識啓発・醸成 〈(3)-①〉	●	● 社会参画支援 〈(3)-②〉	● 活性化・グローバル化 〈(4)-①〉



「新たな価値の創造」への波及